

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)
第二十三条の五の二 省 略

2 省 略

3 施行令第四十条の四の第二第三項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

4 施行令第四十条の四の第二第四項に規定する建築後使用されたことのあつる住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法(当該住宅用家屋が経過年数基準(法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。)に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法)

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法(当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の第二項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。)

(1) 当該住宅用家屋の登記事項証明書を法第七十条の二第十四項に規定する申告書(以下この条において「贈与税の申告書」という。)に添付する方法

(2) 当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を入力させ、又は参照させる方法

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準(法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第八項において同じ。)に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)
第二十三条の五の二 同 上

2 同 上

3 施行令第四十条の四の第二第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

4 施行令第四十条の四の第二第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者(法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。)がその居住の用に供する家屋は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を法第七十条の二第十四項に規定する申告書(以下この条において「贈与税の申告書」という。)に添付することにより証明がされたものとする。

一 耐震基準(法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。)に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の第二第三項の証明を受けようとする家屋 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該家屋の登記事項証明書(当該家屋が施行令第四十条の四の第二項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類)及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ 災害(法第七十条の二第八項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第六項及び第十項において同じ。)に基因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この条において「住宅取得等資金」という。)を贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)

(により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該家屋の取得ができなかつた場合、当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類)

二 災害（法第七十条の二第八項第一号に規定する災害をいう。以下この条及び第二十三条の六において同じ。）に基因するやむを得ない事情により法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかつた場合 当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第四項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

5 施行令第四十条の四の二第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者（法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第十項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 施行令第四十条の四の二第五項第一号に掲げる工事 当該工事に係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し若しくは同法第七条第五項に規定する検査済証の写し又は当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ロ 施行令第四十条の四の二第五項第二号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号イからハまでに掲げるいずれかの工事に該当する旨を証する書類

ハ 施行令第四十条の四の二第五項第三号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当

二 経過年数基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の二第三項の証明を受けようとする家屋 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該家屋の前号イに規定する登記事項証明書

ロ 前号ロに掲げる場合 当該家屋の取得をしたときは遅滞なくに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

5 施行令第四十条の四の二第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者の居住の用に供している家屋（次号及び第十項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等（次号、次項第三号及び第十項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 施行令第四十条の四の二第四項第一号に掲げる工事 当該工事に係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し若しくは同法第七条第五項に規定する検査済証の写し又は当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ロ 施行令第四十条の四の二第四項第二号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号イからハまでに掲げるいずれかの工事に該当する旨を証する書類

ハ 施行令第四十条の四の二第四項第三号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当

する旨を証する書類

ニ 施行令第四十条の四の二第五項第四号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ホ 施行令第四十条の四の二第五項第五号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ヘ 施行令第四十条の四の二第五項第六号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ト 施行令第四十条の四の二第五項第七号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

チ 施行令第四十条の四の二第五項第八号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

二 省 略

6 施行令第四十条の四の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める施行令第四十条の四の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

7・8 省 略

9 施行令第四十条の四の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第二項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならぬ。

10 法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十四項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類（同条第十二項に規定

する旨を証する書類

ニ 施行令第四十条の四の二第四項第四号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ホ 施行令第四十条の四の二第四項第五号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ヘ 施行令第四十条の四の二第四項第六号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

ト 施行令第四十条の四の二第四項第七号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

チ 施行令第四十条の四の二第四項第八号に掲げる工事 当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

二 同 上

6 施行令第四十条の四の二第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める施行令第四十条の四の二第七項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

7・8 同 上

9 施行令第四十条の四の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者とその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第四項第一号イに規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

10 同 上

する場合に該当する場合には、当該書類及び市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で同項の新築若しくは取得をした住宅用家屋、取得をした既存住宅用家屋又は増改築等をした住宅用の家屋が同項に規定する自然災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第一号ニ、第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）をしたことを明らかにするものとする。

一 法第七十条の二第二項第五号イに掲げる同項第二号に規定する住宅用家屋（以下この号において「住宅用家屋」という。）の新築又は取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用家屋の法第七十条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をし、当該住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(4) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(5)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(5) 当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の書類で当該住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該新築又は取得をした住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築

一 同上

イ 同上

(1) 省 略

(4) 当該新築又は取得をした住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の二第一項第一号に規定する取得をする場合には、当該土地等を含む。(5)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第二項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項第一号又は第二号に掲げる家屋に該当することを明らかにする書類）

(5) 同上

(i) 当該住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該新築又は取得をした住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築

又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 省 略

ロ 省 略

二 法第七十条の二第二項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、既存住宅用家屋の法第七十条の二第一項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該取得をした既存住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 省 略

ロ 省 略

三 増改築等の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十

又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 同 上

ロ 同 上

二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該既存住宅用家屋が施行令第四十条の四の二第三項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 同 上

(i) 当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該取得をした既存住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii) 同 上

ロ 同 上

三 同 上

イ 同 上

五日までに、増改築対象家屋の増改築等をし、当該増改築対象家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第六項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i) 当該増改築対象家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）が施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日（以下この号において「工事完了年月日」という。）並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細（以下この号において「工事費用の額等」という。）

(ii) 省 略

ロ 省 略

ハ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、増改築対象家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第六項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明ら

(1) 同 上

(2) 当該増改築等をした増改築対象家屋（当該住宅取得等資金により当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。）に関する登記事項証明書（当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第五項第二号に掲げる要件を満たすことを当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該登記事項証明書及び当該増改築対象家屋が同号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 同 上

(i) 当該増改築対象家屋が法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合 当該増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）が施行令第四十条の四の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日（以下この号において「工事完了年月日」という。）並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細（以下この号において「工事費用の額等」という。）

(ii) 同 上

ロ 同 上

ハ 同上

(1) 同 上

(2) 当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該工事により当該増改築対象家屋が施行令第四十条の四の二第五項第二号に掲げる要件を満たすこととなることを明ら

かにするもの又はその写し

(3)・(4) 省 略

二・ホ 省 略

11 施行令第四十条の四の第二十一項の規定により法第七十条の第二十四項の規定を読み替えて適用する場合における第四項から第六項まで及び前項の規定の適用については、第四項中「法第七十条の第二十四項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の四の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第七十条の第二十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第五項及び第六項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「施行令第四十条の四の第二十一項の規定により読み替えて適用する法第七十条の第二十四項」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

12 施行令第四十条の四の第二十四項の規定により同項に規定する相続人が法第七十条の第二十四項に規定する書類を提出する場合における第十項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該特定受贈者が法第七十条の第二十二項第一号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で施行令第四十条の四の第二十四項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の三 省 略

2と4 省 略

5 法第七十条の二の第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第七十条の二の第十二項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄

三と七 省 略

6 法第七十条の二の第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に

かにするもの又はその写し

(3)・(4) 同 上

二・ホ 同 上

11 施行令第四十条の四の第二十項の規定により法第七十条の第二十四項の規定を読み替えて適用する場合における第四項から第六項まで及び前項の規定の適用については、第四項中「法第七十条の第二十四項に規定する申告書」とあるのは「施行令第四十条の四の第二十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の第二十四項に規定する申告書又は更正請求書」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、第五項及び第六項中「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」と、前項中「同条第十四項」とあるのは「施行令第四十条の四の第二十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の第二十四項」と、「贈与税の申告書」とあるのは「贈与税の申告書等」とする。

12 施行令第四十条の四の第二十三項の規定により同項に規定する相続人が法第七十条の第二十四項に規定する書類を提出する場合における第十項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、「もの」とあるのは「もの、当該特定受贈者が法第七十条の第二十二項第六号に規定する新築等をした住宅用の家屋を居住の用に供していたことを証する書類並びに戸籍の謄本その他の書類で施行令第四十条の四の第二十三項の規定の適用を受けようとする者が同項に規定する相続人に該当することを証するもの」とする。

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の三 同 上

2と4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 法第七十条の二の第二十項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所及び前号の受贈者との続柄

三と七 同 上

6 同 上

掲げる事項とする。

一 省 略

二 贈与者の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄
三 六 省 略

7| 施行令第四十条の四の第三十三項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法（法第七十条の二の第二七項に規定する電磁的方法をいう。第十五項及び次条第六項において同じ。）により提供する受贈者は、施行令第四十条の四の第三十三項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成された電磁的記録（法第七十条の二の第二九項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条第六項において同じ。）を教育資金非課税申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。この場合において、当該受贈者は、当該電磁的記録に記載された事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。

8| 法第七十条の二の第二九項に規定する少額の支払として財務省令で定める金額は、一回の支払について一万円とし、かつ、その支払の金額とその年中の教育資金（同条第二項第一号に規定する教育資金をいう。次項、第十項及び第二十三項第一号イにおいて同じ。）の支払のうち既に取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をした次項に規定する書類に記載又は記録をしたものの金額との合計額について二十四万円（取扱金融機関と教育資金管理契約（同条第二項第一号に規定する教育資金管理契約をいう。以下この条において同じ。）を締結した日又は法第七十条の二の第二十四項第一号若しくは第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した日の属する年にあつては、二万円にその年における当該締結した日以後又は当該終了した日以前の期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて計算した金額）とする。

9| 法第七十条の二の第二九項に規定する財務省令で定める書類は、同項の教育資金の支払の金額及び年月日、支払先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに支払の内容その他参考となるべき事項を記載又は記録をした書類（電磁的記録を含む。）とする。

一 同 上
二 贈与者の氏名、住所又は居所及び前号の受贈者との続柄
三 六 同 上

7| 法第七十条の二の第二七項に規定する少額の支払として財務省令で定める金額は、一回の支払について一万円とし、かつ、その支払の金額とその年中の教育資金（同条第二項第一号に規定する教育資金をいう。次項、第九項及び第二十一項第一号イにおいて同じ。）の支払のうち既に取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をした次項に規定する書類に記載又は記録をしたものの金額との合計額について二十四万円（取扱金融機関と教育資金管理契約（同条第二項第一号に規定する教育資金管理契約をいう。以下この条において同じ。）を締結した日又は法第七十条の二の第二十二項第一号若しくは第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した日の属する年にあつては、二万円にその年における当該締結した日以後又は当該終了した日以前の期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて計算した金額）とする。

8| 法第七十条の二の第二七項に規定する財務省令で定める書類は、同項の教育資金の支払の金額及び年月日、支払先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに支払の内容その他参考となるべき事項を記載又は記録をした書類（電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。次項及び第

10) 法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用を受ける受贈者は、電磁的記録で作成された同条第九項に規定する領収書等（以下第十二項までにおいて「領収書等」という。）を同条第九項の規定により取扱金融機関の営業所等に提供する場合には、当該領収書等に記録された教育資金の支払の金額その他の事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならぬ。

11) 法第七十条の二の二第十項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 法第七十条の二の二第十項に規定する記録 当該記録を各人別に整理し保存する方法

12) 省 略

13) 施行令第四十条の四の三第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 前号の受贈者が三十歳に達した日において在学していた法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する学校等（次項第二号において「学校等」という。）の名称及び所在地又は受講していた同条第十三項第三号に規定する教育訓練（次項第二号において「教育訓練」という。）の講座名及び指定番号並びに当該教育訓練に係る教育訓練施設の名称及び所在地

14) 省 略

15) 第七項の規定は、受贈者が施行令第四十条の四の三第二十五項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する場合に於いて準用する。

16) 施行令第四十条の四の三第二十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 施行令第四十条の四の三第二十七項の取消権の行使又は同項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

十一項において同じ。）を含む。）とする。

9) 法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用を受ける受贈者は、電磁的記録で作成された同条第七項に規定する領収書等（以下第十一項までにおいて「領収書等」という。）を同条第七項の規定により取扱金融機関の営業所等に提供する場合には、当該領収書等に記録された教育資金の支払の金額その他の事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならぬ。

10) 法第七十条の二の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 同 上

二 法第七十条の二の二第八項に規定する記録 当該記録を各人別に整理し保存する方法

11) 同 上

12) 同 上

一 同 上

二 前号の受贈者が三十歳に達した日において在学していた法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する学校等（次項第二号において「学校等」という。）の名称及び所在地又は受講していた同条第十一項第三号に規定する教育訓練（次項第二号において「教育訓練」という。）の講座名及び指定番号並びに当該教育訓練に係る教育訓練施設の名称及び所在地

13) 同 上

14) 施行令第四十条の四の三第二十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 同 上

四 施行令第四十条の四の三第二十五項の取消権の行使又は同項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五省略

17] 施行令第四十条の四の第三十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三省略

四 前号の非課税抛金額がないこととなつた事情又は施行令第四十条の四の第三十項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五省略

18] 施行令第四十条の四の第三十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 施行令第四十条の四の第三十三項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号

三省略

19] 施行令第四十条の四の第三十三項の規定による申告書（個人番号を有する受贈者が提出するもの）に限り、個人番号の変更をした場合に提出するものを除く。）を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、当該申告書に、当該申告書を提出した受贈者の個人番号を付記するものとする。

20] 施行令第四十条の四の第三十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 施行令第四十条の四の第三十四項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

三省略

21] 施行令第四十条の四の第三十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の第三十九項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）並びにその移管がされた年月日

五同上

15] 施行令第四十条の四の第二十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三同上

四 前号の非課税抛金額がないこととなつた事情又は施行令第四十条の四の第二十八項の遺留分侵害額の請求の基因となつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日

五同上

16] 施行令第四十条の四の第三十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 施行令第四十条の四の第三十一項に規定する変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号及び変更後の氏名、住所若しくは居所又は個人番号

三 同上

17] 施行令第四十条の四の第三十一項の規定による申告書（個人番号を有する受贈者が提出するもの）に限り、個人番号の変更をした場合に提出するものを除く。）を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、当該申告書に、当該申告書を提出した受贈者の個人番号を付記するものとする。

18] 施行令第四十条の四の第三十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 施行令第四十条の四の第三十二項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

三 同上

19] 施行令第四十条の四の第三十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の第三十五項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）並びにその移管がされた年月日

二〇五 省 略

22] 法第七十条の二の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の二第十七項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 省 略

三 第一号の教育資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該教育資金管理契約が法第七十条の二の二第十四項第四号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 省 略

五 第二号の贈与者が第一号の教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合において、その死亡につき法第七十条の二の二第十二項第二号の規定の適用があつたときは、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び同号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六 第一号の教育資金管理契約に係る教育資金非課税申告書等、施行令第四十条の四の三第二十八項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第三十五項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書を提出した税務署の名称及び提出年月日

七 省 略

23] 法第七十条の二の二第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の二第十八項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 二 省 略

二 税務署長が法第七十条の二の二第十八項第二号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 八 省 略

三 税務署長が法第七十条の二の二第十八項第三号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

二〇五 同 上

20] 法第七十条の二の二第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の二第十五項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査に係る教育資金管理契約が終了した日における当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 同 上

三 第一号の教育資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該教育資金管理契約が法第七十条の二の二第十二項第四号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 同 上

五 第二号の贈与者が第一号の教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合において、その死亡につき法第七十条の二の二第十項第二号の規定の適用があつたときは、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び同号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六 第一号の教育資金管理契約に係る教育資金非課税申告書等、施行令第四十条の四の三第二十六項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第三十三項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書を提出した税務署の名称及び提出年月日

七 同 上

21] 法第七十条の二の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の二第十六項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 二 同 上

二 税務署長が法第七十条の二の二第十六項第二号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ 八 同 上

三 税務署長が法第七十条の二の二第十六項第三号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ハ 省略

24| 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の三第四十三項に規定する帳簿並びに同条第四十四項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

25| 施行令第四十条の四の三第四十六項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十一(一)から別表第十一(五)までによる。

26| 施行令第四十条の四の三第四十七項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十一(六)による。

27| 省略

28| 施行令第四十条の四の三第四十四項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の四 省略

2・3 省略

4 法第七十条の二の三第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第七十条の二の三第十二項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄

三、七 省略

5 省略

イ、ハ 同上

22| 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の三第三十九項に規定する帳簿並びに同条第四十項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならない。

23| 施行令第四十条の四の三第四十二項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十一(一)から別表第十一(五)までによる。

24| 施行令第四十条の四の三第四十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十一(六)による。

25| 同上

26| 施行令第四十条の四の三第四十項に規定する教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第二十三条の五の四 同上

2・3 同上

4 同上

一 同上

二 法第七十条の二の三第十項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所、生年月日及び前号の受贈者との続柄

三、七 同上

5 同上

- 6| 施行令第四十条の四の四第十二項の規定により同項の書類に記載されている事項を電磁的方法により提供する受贈者は、同項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載されている事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成された電磁的記録を結婚・子育て資金非課税申告書等に記載すべき事項と併せて提供しなければならぬ。この場合において、当該受贈者は、当該電磁的記録に記載された事項について、当該取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるようにするための措置を講じなければならない。
- 7| 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- 一・二 省 略
- 8| 前項の規定にかかわらず、受贈者が既に取扱金融機関の営業所等に提出した法第七十条の二の三第九項に規定する領収書等（第十項第一号において「領収書等」という。）に係る前項各号に定める書類と同一の書類を提出することとなる場合には、当該書類は、提出することを要しない。
- 9| 施行令第四十条の四の四第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 三 省 略
- 四 施行令第四十条の四の四第十六項に規定する提出期限までに第七項第一号に定める書類を提出することを約する旨
- 10| 法第七十条の二の三第十項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 省 略
- 二 法第七十条の二の三第十項に規定する記録 当該記録を各人別に整理し保存する方法
- 11| 省 略
- 12| 省 略
- 13| 省 略
- 14| 省 略
- 15| 省 略
- 16| 施行令第四十条の四の四第三十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 6| 施行令第四十条の四の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- 一・二 同 上
- 7| 前項の規定にかかわらず、受贈者が既に取扱金融機関の営業所等に提出した法第七十条の二の三第七項に規定する領収書等（第九項第一号において「領収書等」という。）に係る前項各号に定める書類と同一の書類を提出することとなる場合には、当該書類は、提出することを要しない。
- 8| 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 三 同 上
- 四 施行令第四十条の四の四第十五項に規定する提出期限までに第六項第一号に定める書類を提出することを約する旨
- 9| 法第七十条の二の三第八項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 同 上
- 二 法第七十条の二の三第八項に規定する記録 当該記録を各人別に整理し保存する方法
- 10| 同 上
- 11| 同 上
- 12| 同 上
- 13| 同 上
- 14| 同 上
- 15| 同 上
- 16| 施行令第四十条の四の四第三十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の三第二項第二号に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下この条において「結婚・子育て資金管理契約」という。）に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の第三十八項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号並びにその移管がされた年月日

二 五 省 略

17| 法第七十条の二の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の三第十六項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日における当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 省 略

三 第一号の結婚・子育て資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が法第七十条の二の三第十三項第二号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额及び法第七十条の二の三第十二項第二号に規定する結婚・子育て資金支出額（結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時までに施行令第四十条の四の第二十項後段の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のもの）

五 第二号の贈与者が第一号の結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した場合にあつては、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び法第七十条の二の三第十二項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六 省 略

七 施行令第四十条の四の第十六項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時においてまだ第七項第一号に定める書類の提出がな

一 法第七十条の二の三第二項第二号に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下この条において「結婚・子育て資金管理契約」という。）に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の第三十六項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号並びにその移管がされた年月日

二 五 同 上

16| 法第七十条の二の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十条の二の三第十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日における当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに生年月日

二 同 上

三 第一号の結婚・子育て資金管理契約が終了した事由及び終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が法第七十条の二の三第十一項第二号に掲げる事由により終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）

四 第一号の結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额及び法第七十条の二の三第十項第二号に規定する結婚・子育て資金支出額（結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時までに施行令第四十条の四の第十九項後段の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のもの）

五 第二号の贈与者が第一号の結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した場合にあつては、当該贈与者の氏名、当該贈与者が死亡した年月日及び法第七十条の二の三第十項第二号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた当該贈与者に係る同号に規定する管理残額

六 同 上

七 施行令第四十条の四の第十五項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時においてまだ第六項第一号に定める書類の提出がな

く、かつ、同条第十六項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第二十項前段の規定により結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額

八 省 略

18| 法第七十条の二の三第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の三第十七項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ニ 省 略

二 税務署長が法第七十条の二の三第十七項第二号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ハ 省 略

三 税務署長が法第七十条の二の三第十七項第三号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ハ 省 略

19| 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の四第四十二項に規定する帳簿並びに同条第四十三項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならぬ。

20| 施行令第四十条の四の四第四十五項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十二(一)から別表第十二(五)までによる。

21| 施行令第四十条の四の四第四十六項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十二(六)による。

22| 省 略

23| 施行令第四十条の四の四第四十三項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課

く、かつ、同条第十五項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第十九項前段の規定により結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額

八 同 上

17| 法第七十条の二の三第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第一号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ニ 同 上

二 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第二号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ハ 同 上

三 税務署長が法第七十条の二の三第十五項第三号に掲げる事実を知つた場合 次に掲げる事項

イ、ハ 同 上

18| 取扱金融機関の営業所等の長は、その作成した施行令第四十条の四の四第四十項に規定する帳簿並びに同条第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日まで保存しなければならぬ。

19| 施行令第四十条の四の四第四十三項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の書式は、別表第十二(一)から別表第十二(五)までによる。

20| 施行令第四十条の四の四第四十四項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の様式は、別表第十二(六)による。

21| 同 上

22| 施行令第四十条の四の四第四十一項に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非課

税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第二十三条の六 省 略

2・3 省 略

4 施行令第四十条の五第三項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同項各号に掲げる要件の全てに該当することについて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により証明又は確認を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法(当該住宅用家屋が経過年数基準(法第七十条の三第三項第三号に規定する経過年数基準をいう。イにおいて同じ。)に適合することについて証明又は確認を受ける場合には、イに掲げる方法)

イ 次に掲げる方法のうちいずれかの方法(当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第一項各号のいずれかに該当すること又は経過年数基準に適合することが登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでない場合には、当該住宅用家屋が同項各号のいずれかに該当すること又は当該経過年数基準に適合することを明らかにする書類を提出することを含む。)

(1) 当該住宅用家屋の登記事項証明書を法第七十条の三第十二項に規定する申告書(以下この条において「贈与税の申告書」という。)に添付する方法

(2) 当該住宅用家屋に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第五条の表の第二号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類を贈与税の申告書に添付することにより、納税地の所轄税務署長に当該住宅用家屋の登記事項証明書に係る情報を手入させ、又は参照させる方法

ロ 当該住宅用家屋が耐震基準(法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。第七項において同じ。)に適合する旨を証す

税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、これらの申告書に、当該取扱金融機関の法人番号を付記するものとする。

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第二十三条の六 同 上

2・3 同 上

4 施行令第四十条の五第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者(法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。)がその居住の用に供する家屋は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を法第七十条の三第十二項に規定する申告書(次項及び第九項において「贈与税の申告書」という。)に添付することにより証明がされたものとする。

一 耐震基準(法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。)に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該家屋の登記事項証明書(当該家屋が施行令第四十条の五第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類)及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ 災害(法第七十条の二第八項第一号に規定する災害をいう。次項第二号及び第九項において同じ。)に基因するやむを得ない事情により法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この条において「住宅取得等資金」という。)を贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該家屋

の取得ができなかつた場合 当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する

る書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを贈与税の申告書に添付する方法

二 災害に基因するやむを得ない事情により法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の取得ができなかつた場合 当該住宅用家屋の取得をしたときは、遅滞なく、前号に定める方法に準じて、当該住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に対し、当該住宅用家屋が施行令第四十条の五第三項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにすることを約する書類を贈与税の申告書に添付する方法

5 施行令第四十条の五第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされた工事とする。

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者（法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この条において同じ。）の居住の用に供している家屋（次号及び第九項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（次号及び第九項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類
イ 〽チ 省 略

二 省 略
6・7 省 略

8 施行令第四十条の五第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋は、同条第一項各号のいずれかに該当することについて、第四項第一号イに掲げる方法により証明又は確認を受けなければならない。

9 法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者が同条第十二項の規定により贈与税の申告書に添付する書類は、次の各号に掲げる住宅取得等資金の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

二 経過年数基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋 次に掲げる場合に同じ次に定める書類
イ ロに掲げる場合以外の場合 当該家屋の前号イに規定する登記事項証明書
ロ 前号ロに掲げる場合 当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

5 同 上

一 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、特定受贈者の居住の用に供している家屋（次号及び第九項第三号において「増改築対象家屋」という。）の法第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（次号及び第九項第三号において「増改築等」という。）をした場合 次に掲げる工事の区分に応じ次に定める書類

イ 〽チ 同 上

二 同 上
6・7 同 上

8 施行令第四十条の五第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第四項第一号イに規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

9 同 上

一 省 略

二 法第七十条の第三項第五号ロに掲げる同項第三号に規定する既存住宅用家屋（以下この号において「既存住宅用家屋」という。）の取得の対価に充てるための住宅取得等資金 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、既存住宅用家屋の法第七十条の第三項第二号に規定する取得をし、当該既存住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供した場合 次に掲げる書類

(1) 省 略

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書

(3) 省 略

ロ 省 略

三 省 略

10 省 略

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の八の八 省 略

2 法第七十条の六の八第二項第一号ハに規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる資産（主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものを除くものとし、当該資産のうち同号に規定する特定事業用資産（以下この条において「特定事業用資産」という。）に係る事業の用に供されてきた部分があるときは、当該事業の用に供されてきた部分に限るものとする。）とする。

一 省 略

二 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自

一 同 上

二 同 上

(1) 同 上

(2) 当該取得をした既存住宅用家屋（当該住宅取得等資金により当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得をする場合には、当該土地等を含む。(3)において同じ。）に関する登記事項証明書（当該既存住宅用家屋が施行令第四十条の五第三項各号に掲げる要件を満たすことが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号に掲げる要件を満たすことを明らかにする書類）

(3) 同 上

ロ 同 上

三 同 上

10 同 上

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の八の八 同 上

2 同 上

一 同 上

二 同 上

自動車以外の自動車で次に掲げるもの

イ・ロ 省略

ハ イ及びロ並びに第三号に掲げる自動車以外の自動車（当該自動車の取得価額が五百万円を超える場合には、当該自動車の法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の時に占める割合に五百万円が当該自動車の取得価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。）

三 省略

3
3 省略

14 法第七十条の六の八第八項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類（第三項の規定の適用がある場合には、第三号に掲げる書類を除く。）とする。

一 法第七十条の六の八第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）から同項の規定の適用に係る贈与により取得した次に掲げる特定事業用資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省略

ロ 法第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産（自動車に限る。）並びに第二項第二号及び第三号に掲げる資産（道路運送車両法第五十八条第一項の規定により交付を受けた自動車検査証（当該贈与の日において効力を有するものに限る。）の写し又は地方税法第二十条の十の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の証明書）の写しその他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの

ハ 省略

二 省略

15
3 省略

（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）

23 省略

2 省略

3 法第七十条の六の十（第二項第一号ハ及び第二号イに係る部分に限る）

イ・ロ 同上

三 同上

3
3 同上

一 同上

イ 同上

ロ 法第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産（自動車に限る。）並びに第二項第二号及び第三号に掲げる資産（道路運送車両法第五十八条第一項の規定により交付を受けた自動車検査証（当該贈与の日において効力を有するものに限る。）の写し又は地方税法第二十条の十の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の証明書）の写しその他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は第二項第二号若しくはロ若しくは第三号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの

ハ 同上

二 同上

15
3 同上

（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）

23 同上

2 同上

3 法第七十条の六の十（第二項第二号イに係る部分に限る。）の規定の

。) の規定の適用がある場合における前条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号ハ中「第七十条の六の八第一項」とあるのは「第七十条の六の十第一項」と、「贈与」とあるのは「相続の開始」と、同条第四項中「第六条第十六項第七号又は第九号」とあるのは「第六条第十六項第八号又は第十号」とする。

4 28 省 略

29 法第七十条の六の九第一項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同項に規定する特例受贈事業用資産について同項の特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける場合における第三項、第四項及び第十二項の規定の適用については、第三項中「同条第二項第二号ハ中「第七十条の六の八第一項」とあるのは「第七十条の六の十第一項」と、「贈与」とあるのは「相続の開始」と、同条第四項」とあるのは「同項」と、第四項中「第十七条第一項の確認（同項第三号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第七項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）」とあるのは「第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」又は第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の確認」と、第十二項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第三号から第六号まで及び第九号に掲げる書類を除き、法第七十条の六の九第一項の特例事業受贈者が法第七十条の六の八第六項の承認を受けている場合には、法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける当該承認に係る会社の第二十三条の第二十三項に規定する書類に準ずる書類を含む。）」と、同項第七号中「第十七条第五項」とあるのは「第十三条第十二項」と、同条第四項」とあるのは「同条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）」又は第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」と、同項第八号中「相続又は遺贈により法第七十条の六の十第二項第一号イに掲げる資産、」とあるのは「贈与により法第七十条の六の八第二項第一号イに掲げる資産（同条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）を取得した同条第一項の特例事業受贈者以外に当該被相続人から相続又は遺贈により」と、「特例対象宅地等」とあるのは「特例対象宅地等（同条第三項第一号に規定する特定事業用宅地等を除く。）」と、「一人でない」とあるのは「いる」とする。

適用がある場合における前条第四項の規定の適用については、同項中「第六条第十六項第七号又は第九号」とあるのは、「第六条第十六項第八号又は第十号」とする。

4 28 同 上

29 法第七十条の六の九第一項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同項に規定する特例受贈事業用資産について同項の特例事業受贈者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける場合における第四項及び第十二項の規定の適用については、第四項中「第十七条第一項の確認（同項第三号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第七項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）」とあるのは「第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）」又は第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の確認」と、第十二項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第三号から第六号まで及び第九号に掲げる書類を除き、法第七十条の六の九第一項の特例事業受贈者が法第七十条の六の八第六項の承認を受けている場合には、法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ににおける当該承認に係る会社の第二十三条の第二十三項に規定する書類に準ずる書類を含む。）」と、同項第七号中「第十七条第五項」とあるのは「第十三条第十二項」と、同項第七号中「第十七条第五項」とあるのは「第十三条第十二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）」又は第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。））」と、同項第八号中「相続又は遺贈により法第七十条の六の十第二項第一号イに掲げる資産、」とあるのは「贈与により法第七十条の六の八第二項第一号イに掲げる資産（同条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）を取得した同条第一項の特例事業受贈者以外に当該被相続人から相続又は遺贈により」と、「特例対象宅地等」とあるのは「特例対象宅地等（同条第三項第一号に規定する特定事業用宅地等を除く。）」と、「一人でない」とあるのは「いる」とする。

(非上場株式等) についての相続税の納税猶予及び免除)

第二十三条の十 施行令第四十条の八の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、同項に規定する第一次経営承継相続人等の死亡による相続の開始の直前において、当該第一次経営承継相続人等からの相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社(以下この条において「認定承継会社」という。)の同項第二号に規定する非上場株式会社等(以下この条において「非上場株式会社」という。)の取得をした個人が、当該認定承継会社の役員(会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員をいう。第八項において同じ。)であつたこととする。ただし、当該第一次経営承継相続人等が七十歳未満で死亡した場合は、この限りでない。

257 省 略

8 法第七十条の七の二第二項第三号へに規定する財務省令で定める要件は、同号への個人が、同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、当該会社の役員であつたこととする。ただし、当該相続に係る被相続人が七十歳未満で死亡した場合は、この限りでない。

952 省 略

(非上場株式等) についての相続税の納税猶予及び免除の特例)

第二十三条の十二の三 第二十三条の十第一項の規定は、施行令第四十条の八の六第三項において準用する施行令第四十条の八の二第三項に規定する財務省令で定める要件について準用する。この場合において、第二十三条の十第一項ただし書中「当該」とあるのは、「当該個人が当該相続の開始の直前において第二十三条の十二の三第十一項第一号に掲げる要件を満たしている場合又は当該」と読み替えるものとする。

2510 省 略

11 法第七十条の七の六第二項第七号へに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(同号への個人が同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において第一号に掲げる要件を満たしている場合又は同項の規定の適用に係る同項に規定する特例被相続人(以下この条において「特例被相続人」という。))が七十歳未満で死亡した場合には、第二

(非上場株式等) についての相続税の納税猶予及び免除)

第二十三条の十 施行令第四十条の八の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、同項に規定する第一次経営承継相続人等の死亡による相続の開始の直前において、当該第一次経営承継相続人等からの相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社(以下この条において「認定承継会社」という。)の同項第二号に規定する非上場株式会社等(以下この条において「非上場株式会社」という。)の取得をした個人が、当該認定承継会社の役員(会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員をいう。第八項において同じ。)であつたこととする。ただし、当該第一次経営承継相続人等が六十歳未満で死亡した場合は、この限りでない。

257 同 上

8 法第七十条の七の二第二項第三号へに規定する財務省令で定める要件は、同号への個人が、同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、当該会社の役員であつたこととする。ただし、当該相続に係る被相続人が六十歳未満で死亡した場合は、この限りでない。

952 同 上

(非上場株式等) についての相続税の納税猶予及び免除の特例)

第二十三条の十二の三 第二十三条の十第一項の規定は、施行令第四十条の八の六第三項において準用する施行令第四十条の八の二第三項に規定する財務省令で定める要件について準用する。

2510 同 上

11 法第七十条の七の六第二項第七号へに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する特例被相続人(以下この条において「特例被相続人」という。))が六十歳未満で死亡した場合には、第二号に掲げるものを除く。とする。

号に掲げるものを除く。)とする。

一・二 省略

12
5 26 省略

27 法第七十条の七の六第十三項及び第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省略

四 法第七十条の七の六第十三項第一号又は第十四項の規定の適用に係る譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。)が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相續人等が特例認定承継会社の法第七十条の七の六第二項第五号に規定する非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、当該譲渡等の直前において特例経営承継相續人等が有していた当該非上場株式等の数又は金額及び当該非上場株式等の取得をした年月日並びに特例対象非上場株式等のうち同条第十三項又は第十四項の規定の適用を受けるものとして選択をしたものに係る特例被相續人ごとの当該特例対象非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該特例被相續人からの相續又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得をした年月日

五 七 省略

28
5 35 省略

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税を受けるための手続)

第二十八条 法第七十六条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについて都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び第三項において同じ。)の証明書で、当該登記が同条第一項に規定するマンション建替事業(第三号において「マンション建替事業」という。以下に伴い受けるものであること、当該マンション建替事業に係る施行令第四十二条の三第一項に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が同項の基準に適合するものであること並びに次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければ

一・二 同上

12
5 26 同上

27 同上

一 三 同上

四 法第七十条の七の六第十三項第一号又は第十四項の規定の適用に係る譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。)が特例対象非上場株式等の一部の譲渡等である場合又はこれらの規定の適用に係る譲渡等の直前において特例経営承継相續人等が特例認定承継会社の法第七十条の七の六第二項第五号に規定する非上場株式等で特例対象非上場株式等以外のものを有する場合には、当該譲渡等の直前において特例経営承継相續人等が有していた当該非上場株式等の数又は金額及び当該非上場株式等の取得をした年月日並びに特例対象非上場株式等のうち同条第十三項又は第十四項の規定の適用を受けるものとして選択をしたものに係る特例被相續人ごとの当該特例対象非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該特例被相續人からの相續又は遺贈により取得をした年月日

五 七 同上

28
5 35 同上

(マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税を受けるための手続)

第二十八条 法第七十六条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについて都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。)の証明書で、当該登記が同条第一項に規定するマンション建替事業(第三号において「マンション建替事業」という。以下に伴い受けるものであること、当該マンション建替事業に係る施行令第四十二条の三第一項に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が同項の基準に適合するものであること並びに次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

ばならない。

一〇三 省 略

2 省 略

3 法第七十六条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものである旨、当該登記が同項各号に掲げる登記のいずれに該当するか及び次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付しなければならない。

一 法第七十六条第三項第一号に掲げる登記 当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨

二 法第七十六条第三項第二号に掲げる登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第三項に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者である場合 次に掲げる事項

(1) 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第四項第一号に定める価額

(2) 当該登記を受ける者が与えられることとなる当該除却敷地持分の価額

(3) (1)の価額が(2)の価額のうちに占める割合

ロ 当該登記を受ける者が、法第七十六条第三項に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者である場合 次に掲げる事項

(1) 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の三第四項第二号に定める価額

(2) 当該登記を受ける者が与えられることとなる当該非除却敷地持分等の価額

(3) (1)の価額が(2)の価額のうちに占める割合

続等)

第三十条の二 省 略

2・3 省 略

4 法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申

一〇三 同上

2 同上

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の二 同上

2・3 同上

4 法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申

請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る会社の設立が産業競争力強化法第百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において同法第二条第二十七項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けてされたものであることの記載があるものを添付しなければならない。

5
57 省 略

（医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第三十条の四 法第八十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての厚生労働大臣の証明書で、その者が同項に規定する医療機関の開設者であること及び当該登記に係る土地がその者の同項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地であること並びに当該再編計画に係る同項に規定する再編計画の認定の日及び当該土地の取得をした日の記載があるものを添付しなければならない。

2| 法第八十条の三第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての厚生労働大臣の証明書で、その者が同条第一項に規定する医療機関の開設者であること及び当該登記に係る建物がその者の同項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物であること並びに当該再編計画に係る同項に規定する再編計画の認定の日及び当該建物の建築をした日の記載があるものを添付しなければならない。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の四の三 法第八十三条の二の二の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得が同条に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づく

請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る会社の設立が産業競争力強化法第百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において同法第二条第二十六項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けてされたものであることの記載があるものを添付しなければならない。

5
57 同 上

ものであること並びに当該居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る都市再生特別措置法第九条の九の規定による公告があつた日及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

2 法第八十三条の二の二の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合には、市町村長に対する登記の嘱託の請求書に同条の規定の適用を受けようとする旨を記載し、当該登記の嘱託書に前項の市町村長の証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならない。